

資 料 編

〈資料 1〉 在校等時間の定義及び把握等について

1 在校等時間の定義について

(1) 在校等時間

「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、学校教育活動に関する業務_{※1}として教師が校内に在校している時間及び職務として行う研修_{※2}や児童生徒等の引率_{※3}などの校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

学校教育活動に関する業務_{※1}とは

児童生徒等の授業をはじめとした教育活動のほか、教務、児童生徒指導、授業のために必要な教材研究、教材教具管理、文書作成処理などの事務、外部関係者との連絡調整、学校教育の一環として行われる部活動等

職務として行う研修_{※2}とは

初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修

(いわゆる職専免研修は、「職務として行う研修」には含まない。)

職務として行う児童生徒等の引率_{※3}とは

校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会、コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務

(引率業務以外でも校外の業務として対象と考えられる業務として、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。)

(2) 時間外在校等時間の「上限時間」(原則)

- 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間
(以下、「1箇月時間外在校等時間」という。) 45時間
- 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間
(以下、「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、上記(2)の規定にかかわらず、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う

- 「1箇月時間外在校等時間」100時間以内
- 「1年間時間外在校等時間」720時間以内
- 1年のうち「1箇月時間外在校等時間」が45時間を超える月数6月
- 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の「1箇月時間外在校等時間」の1箇月当たりの平均時間80時間

2 在校等時間の把握等について

(1) 方法

校務支援システムによる管理

(2) 留意点

- 「在校している時間」とは、学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までを指す。
- 修学旅行や校外学習等に関する引率業務については、行程表や出張復命書等をもって外形的に業務時間を把握する。
- 部活動に関する引率業務については、特殊勤務手当（部活動手当）の申請書や活動記録等をもって外形的に把握する。
- いわゆる「持ち帰り」の時間については、「在校等時間」には含まない。ただし、自宅等で行う業務であっても、在宅勤務等によるものについては、「在校等時間」に含むものとする。

(3) 注意事項 ※文科省通知より一部抜粋

- 実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することはあってはならない。
- 時間外在校等時間の上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない。



「県立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」 の施行に伴う校長の取組に係る年間フロー（例）について

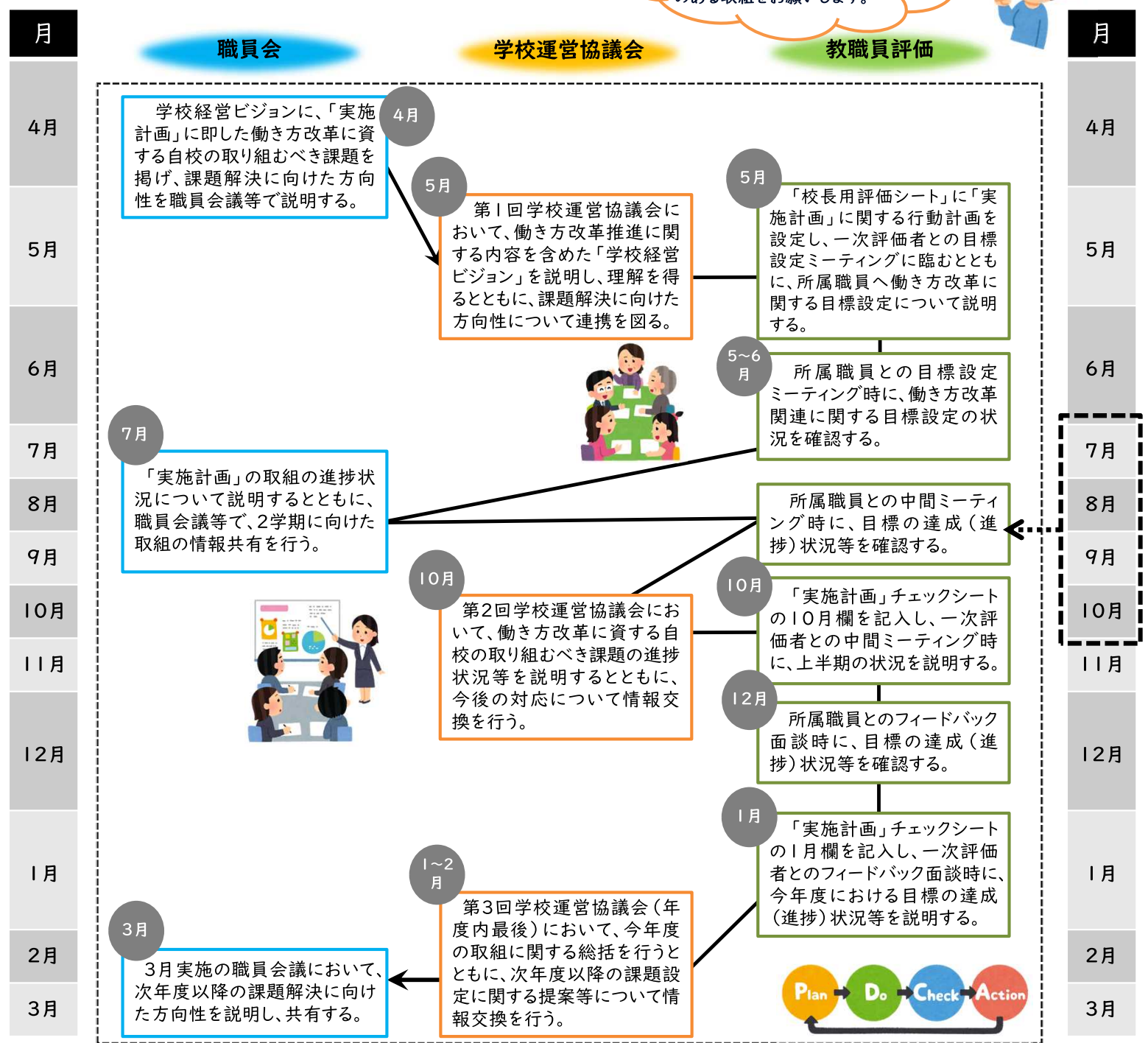


1 はじめに

以下に示す「校長の取組に係る年間フロー（例）」は、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、「実施計画」という。）を校長のリーダーシップにより推進するにあたり、1年間の取組を「見える化」したものである。
各学校においては、別添＜資料3：各学校の取組について＞等を参照し、自校における課題解決に向けた方向性を確認するとともに、「実施計画」の着実な履行に向けた取組を推進することとする。

2 校長の取組に係る年間フロー（例）

年間フローはあくまでも例です。
各学校の実情に応じて、会の内容及び回数等の工夫により、実効性のある取組をお願いします。



～ 「教育の質の向上」及び「生徒の教育の充実」を念頭に
各学校における働き方改革の一層の推進をお願いします ～



本県の「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく学校の取組について

1 はじめに

各学校においては、校長のリーダーシップの下、「教育の質の向上及び生徒の教育の充実」を念頭に、生徒の資質・能力を育む上で、限られた時間の中での教育活動の優先事項を見定め、かつ、そのことを踏まえた校務分掌の構築や地域・保護者との連携・協力の推進等を通じて、業務量を適正に管理し、教職員が業務に費やす時間の縮減に向けた取組を推進する。

出典：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&Aの更新について【令和7年11月28日 文部科学省】

2 各学校の取組

1 自校の実態から取り組むべき課題を浮き彫りに！

- ・「業務量管理・健康確保措置推進計画に係るチェックシート」（校長用） ※＜資料4＞チェックシート参照
- ・「宮崎県教職員の勤務状況調査」から見える現状等 ※計画p2～3参照



優先事項	取組内容	現状（課題）
例）Ⅰ	例） 1月あたりの時間外在校等時間45時間を超える教職員の割合	例） 1月あたりの時間外在校等時間45時間を超える教諭等の割合が〇%と県の実績値に比して高い状況にあり課題である。
	優先事項の項目数は、各校の実情に応じて異なります。	課題の明確化が大切です！

2 自校の「強み・特色」を生かせる課題解決の取組を！



優先事項	取組内容	目標・達成状況・方法等 （何を、どの水準で、いつまでに、どのような方法で）
例）Ⅰ	例） 1月あたり～以下略～	例） 1月あたりの時間外在校等時間45時間を超える教諭等の割合について、～以下略～

※ 例えば、「部活動強化指定校」においては、自校の「強み・特色」を生かすためにも、部活動以外の業務において、時間外在校等時間の業務量を見直す必要がある。

各学校の校種や設置学科等の実態に合わせ、「業務の3分類」を踏まえた業務を見直します。

Ⅲ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ※計画p5～11参照

3 取組の円滑な実施に向けた年度末から年度初めの諸準備を！



時期	チェック	検討内容	時期	チェック	検討内容
年度末	✓	次年度取り組むべき課題の優先順位を明らかにできている。	年度初め	✓	学校運営の「基本方針」に、働き方改革に関する視点を含めている。
2月	✓	年度内において、自校の取り組むべき課題が、職員と共有できている。	4月	✓	年度初めにおいて、自校の取り組むべき課題が、職員と共有できている。
3月	✓	学校の次年度重点目標・経営方針に、働き方改革に関する視点が含まれている。	5月	✓	学校運営協議会等での働き方改革に関する協議の提案の準備ができている。
	□			□	

取組内容の継続
及び
確実な引継を！

3 留意事項

出典：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について【令和7年9月26日 文部科学省】

- ・ 校長等の管理職は、職員の健康を守る「安全配慮義務」があります。
- ・ 職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における「業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備」を行い、健康管理に取り組む必要があります。
- ・ 特に、長時間となっている職員については、「現状の把握と具体的な手立てを最優先で講じる」ことが重要です。

～ 働き方改革を通じ、学校の魅力発信に係る取組を共に推進してまいります！ ～



本県の「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく学校の取組について

1. はじめに

本校においては、

2. 本校が取り組むべき課題

優先 事項	取組項目	現状（課題）



3. 課題解決の取組の方向性

優先 事項	取組項目	目標・達成状況・方法等 (何を、どの水準で、いつまでに、どのような方法で)

〈資料４〉チェックシート

校長用

宮崎県の県立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 チェックシート

下記について、10月と1月時点の状況を記入し、中間面談とフィードバック面談時に提出をお願いします。

○：実現（達成）に向け、着実に推進している △：検討しているが実行に至っていない ×：検討に至っていない。

学校名（ ）

番号	掲載頁	具体的な取組及び目標等	令和 年 10月	令和 年 1月	特記事項 (現状等)
1	P5	「文書受付や各種調査・照会事務」、「PTAや地域連携活動」、「学校の解錠・施錠」等、副校長・教頭の負担が大きい業務について、管理職間や事務長・事務職員及び、主幹教諭等との業務分担を推進している。			
2	P5	週2日以上以上の休養日が設定されている部活動の割合を、令和10年度までに80%、令和12年度までに100%とする。			
3	P5	教員の授業・会議等時間数の見直しを進め、教員一人あたりの授業・会議等時間数を、令和10年度までに週20時間以下、令和12年度までに週18時間以下に縮減する。※高校・中等教育学校のみ			
4	P5	各種会議の廃止・統合及び回数の変更や時間短縮などの取組を進め、令和10年度までに30%以上、令和12年度までに50%以上縮減する。（令和7年度比） ※高校・中等教育学校のみ			
5	P6	勤務時間外の教育課程外学習時間（課外）を、令和10年度までに30%以上、令和12年度までに50%以上縮減する。（令和7年度比）※高校・中等教育学校のみ			
6	P6	運動部・文化部問わず部活動の再編等に向けた検討を進め、令和10年度までに方向性を決め、令和12年度までに部活動数を30%削減する。（令和7年度比） ※高校・中等教育学校のみ			
7	P6	「宮崎県版12のやめることリスト」を元に、校務DXを着実に推進している。			
8	P7	学校運営が円滑に機能するよう、学校運営協議会の機能を活用し、保護者・地域による学校支援を推進している。			
9	P7	生成AIを活用した校務の効率化を推進している。 （教職員の半分以上が生成AIを校務で活用している）			
10	P8	「文書受付や各種調査・照会事務」、「PTAや地域連携活動」、「学校の解錠・施錠」等、副校長・教頭の負担が大きい業務について、事務職員の参画を推進する。			
11	P9	勤務時間外における校外の見回りについては、教職員が原則行わないこととし、保護者や関係機関等に対して、PTA総会や学校運営協議会などにおいて説明している。			
12	P9	通学路の見守り活動を教職員が担っている際は、学校運営協議会における熟議などを通して、保護者や地域ボランティア等による通学路の見守り活動を実施する。 ※高校以外			
13	P10	週1回以上のリフレッシュディ（定時退校日）や、学校独自の閉庁日等のリフレッシュウィークを設定している。			
14	P10	フレックスタイム（時差出勤）の効果的な活用等による柔軟な働き方を推進する。			
16	－	教職員が、1月あたりの時間外在校等時間45時間を超えることがないよう、業務分担の変更等、具体的な取組を推進している。			
17	－	教職員が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りややりがいをもって能力を発揮できる環境の整備に努めている。			
18	－	教職員が校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標設定シートに、働き方に関する視点を盛り込んでいる。			

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進



まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の**時間外在校等時間の縮減**
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、**改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること**
- ✓ 学校運営の「**基本的な方針**」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、**地域や保護者と連携**しながら取組を推進



といった取組を進めていきましょう！

✓ 取組モデル1 日課表の見直し

校長先生 朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、**清掃を朝活動の時間に行う**などの見直しを行いました。その際、**保護者へしっかりと意図を説明**しました。



先生



清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、**放課後の業務にゆとり**ができました。

保護者



朝読書がなくなることへの**不安**や、校内が汚くなるのではないかと**懸念**もありましたが、**丁寧に説明してもらえたことで安心**できました。

✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 **学校だより**に勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その**要因となった業務**(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、**背景を知ってもらう**ようにしています。



保護者



先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。**協力できることがあれば言ってください**。

先生



自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、**自身の働き方を見直すきっかけ**になりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る「**安全配慮義務**」があります



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における**業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備**を行い、健康管理に取り組む必要があります



その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、**現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じる**ことが重要です

安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解する**のが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

国や教育委員会では、**教職員定数の改善や支援スタッフの充実**などの環境整備を進めてきています。

学校においても、**教師の健康・福祉を確保するとともに、教師が教師でなくてはできないことに集中**することができる**チーム学校の実現**に取り組んでいきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」



「宮崎県の県立学校教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画」

令和 8 年 3 月策定・発行

（事務局） 宮崎県 教育庁 教職員課
〒880-8502 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番10号
TEL:0985-26-7241